

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～



当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。センターでは、現在、下記の48病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成できたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取り組みの初めとして宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できたら、センターへ申請をお願いいたします。

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------------|---------------|----------------|-------------|-----------|------------|--------------|-----------------|-----------|---------------------|--------------|-------------|--------------|-----------------|-------------|
| 1 京都南西病院 | 2 向日回生病院 | 3 蘇生会総合病院 | 4 脳神経リハビリ北大路病院 | 5 嵯峨野病院 | 6 いわくら病院 | 7 洛和会音羽病院 | 8 宇多野病院 | 9 京都リハビリテーション病院 | 10 京都九条病院 | 11 もみじヶ丘病院 | 12 綾部市立病院 | 13 京都田辺中央病院 | 14 なぎ辻病院 | 15 京都民医連中央病院 | 16 京都ルネス病院 |
| 17 京都博愛会病院 | 18 精華町国民健康保険病院 | 19 洛西ニュータウン病院 | 20 宮津武田病院 | 21 相馬病院 | 22 京都回生病院 | 23 京都きづ川病院 | 24 洛和会音羽記念病院 | 25 北山武田病院 | 26 富田病院 | 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 28 京都田辺記念病院 | 29 なごみの里病院 | 30 宇治武田病院 | 31 京都東山老年サナトリウム | 32 京都ルネス病院 |
| 33 賀茂病院 | 34 京都ならびがおか病院 | 35 新京都南病院 | 36 京都南病院 | 37 洛和会丸太町病院 | 38 武田病院 | 39 亀岡病院 | 40 洛和会東寺南病院 | 41 丹後中央病院 | 42 京都久野病院 | 43 京都済生会病院 | 44 日本バプテスト病院 | 45 桃仁会病院 | 46 市立福知山市民病院 | 47 稲荷山武田病院 | 48 京都市立京北病院 |

いきいき働く認定医療機関（基本認定：令和5年2月末現在）



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～

令和5年2月末現在、97病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関（令和5年2月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|---|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 26 綾部市立病院 | 51 京都岡本記念病院 | 76 渡辺病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 27 稲荷山武田病院 | 52 亀岡病院 | 77 京都民医連あすかい病院 |
| 3 京都田辺中央病院 | 28 京都博愛会病院 | 53 高雄病院 | 78 洛北病院 |
| 4 京都田辺記念病院 | 29 学研都市病院 | 54 なぎ辻病院 | 79 南京都病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 55 八幡中央病院 | 80 新河端病院 |
| 6 京都九条病院 | 31 京都回生病院 | 56 市立福知山市民病院 | 81 西山病院 |
| 7 介護医療院さいきょう | 32 木津屋橋武田病院介護医療院 | 57 田辺病院 | 82 京都武田病院 |
| 8 シミズ病院 | 33 嵯峨野病院 | 58 蘇生会総合病院 | 83 堀川病院 |
| 9 ほうゆうリハビリテーション病院 | 34 京都南西病院 | 59 京都ならびがおか病院 | 84 吉祥院病院 |
| 10 宮津武田病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 60 なごみの里病院 | 85 日本バプテスト病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院
(介護医療院洛和ウィラよつばへ名称変更) | 36 北山武田病院 | 61 富田病院 | 86 千春会病院 |
| 12 長岡病院 | 37 賀茂病院 | 62 綾部ルネス病院 | 87 明治国際医療大学附属病院 |
| 13 京都南病院 | 38 京都きづ川病院 | 63 六地藏総合病院 | 88 京都からすま病院 |
| 14 新京都南病院 | 39 宇多野病院 | 64 京都東山老年サナトリウム | 89 京都済生会病院 |
| 15 京都民医連中央病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 65 金井病院 | 90 京都大原記念病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 41 洛和会音羽病院 | 66 京都鞍馬口医療センター | 91 京都八幡病院 |
| 17 三菱京都病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 67 介護医療院五木田病院 | 92 同志社山手病院 |
| 18 吉川病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 68 丹後中央病院 | 93 京都市立京北病院 |
| 19 宇治武田病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 69 愛生会山科病院 | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 20 京都久野病院 | 45 身原病院 | 70 宇治病院 | 95 みのやま病院 |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 46 洛西シミズ病院 | 71 京都桂病院 | 96 桃仁会病院 |
| 22 いわくら病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 72 西陣病院 | 97 ムツミ病院介護医療院 |
| 23 相馬病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 73 大島病院 | |
| 24 向日回生病院 | 49 武田病院 | 74 むかいじま病院 | |
| 25 亀岡シミズ病院 | 50 伏見岡本病院 | 75 市立舞鶴市民病院 | |



秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
場所 COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News

March 2023. | Vol. 87

医療勤務環境改善研修会「医師等の宿日直許可基準について」

令和6年4月の医師の時間外労働上限規制の適用まで、残り約1年と迫ってきました。医師の宿日直許可基準を取得していなければ、大学病院等からの医師派遣が停止する可能性があり、その対応が最重要課題となります。

上記を踏まえ、令和4年12月21日（水）及び令和5年1月23日（月）、ハートンホテル京都において、京都労働局労働基準部監督課 統括特別司法監督官 労働基準監察監督官の小見 伸雄氏を講師にお招きして「医師等の宿日直許可基準について」をテーマにハイブリッド形式で講演会を開催しました。



I. 断続的な宿日直とは

- 本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、**労働時間や休憩に関する規定は適用されない**こととなります。

労基法41条第3号に「監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」は労働時間等の適用を除外すると定められています。

- *「断続的労働に従事する者」＝許可基準に該当する宿日直業務に従事する労働者
- *「行政官庁」＝所轄の労働基準監督署長

II. 宿日直許可と夜勤（夜間勤務）の違い

	宿直業務（例外）	夜間勤務（原則）
許可の有無	許可が必要	許可は不要
命じられる業務の内容	定期巡視、緊急の文書又は電話の收受並びに少数の要注意患者に対する軽度の診察など *許可業務のみ	通常の勤務を命じることができる
労働時間の適用	適用を受けない	労働基準法32条の適用
賃金の支払い	宿日直手当 (但し、急患の対応など通常の業務に従事した時間は通常の賃金支払いが必要)	通常の賃金 (時間外・深夜割増などの支払いも必要)

日勤 (8時間)	宿直 (14時間)
-------------	--------------

原則：通常の労働時間として通算される
8時間+14時間=22時間

例外：通常の労働時間から除外して通算できる
8時間（14時間は労働時間から除外される）



Ⅲ. 断続的な宿日直の許可基準について（一般的許可基準）

1. 勤務の態様

- ① 常態として、**ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるもの**であり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。
- ② 原則として、**通常の労働の継続は許可しない**こと。したがって始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の收受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

2. 宿日直手当

宿直勤務1回についての**宿直手当**又は日直勤務1回についての**日直手当の最低額**は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている**同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上**であること。

- 1人1月平均額（A）＝ 対象者の賃金月額合計額÷対象者人数
- 1人1日平均額（B）＝ （A）÷ 1か月の平均労働日数
- 1人1日平均額の1/3（C）＝ （B）× 1/3

$$\text{宿日直手当} \geq \text{（C）}$$

3. 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、**宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度**とすること。

ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、**宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可して差し支えない**こと。

4. その他

宿直勤務については、相当の**睡眠設備の設置**を条件とするものであること。
ベッド、寝具など、睡眠が可能な設備があること

Ⅳ. 断続的な宿日直の許可基準について（医師、看護師等の場合）

医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、**より具体的な判断基準**が示されており、以下説明する①～④の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

- ① 通常の勤務時間の拘束から**完全に解放**された後のものであること。
（通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。）



休憩時間を挟む、部屋を移動するなど

- ② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、**特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務**に限ること。
- ③ 宿直の場合は、夜間に**十分睡眠**がとり得ること。
- ④ 上記以外に、**一般の宿日直許可の際の条件を満たしている**こと。

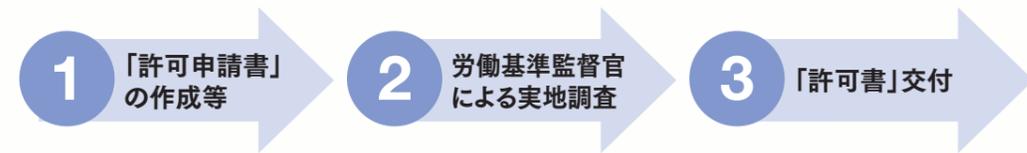


宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

- 宿日直中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など）が**まれにあり得る**としても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である（宿直の場合には夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要）。
- なお、許可を受けた宿日直中に「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、**その時間については、本来の賃金（割増賃金が必要な場合は割増賃金も）を支払う必要**がある。



Ⅴ. 宿日直許可申請から許可の流れ



※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能（深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能）

① 許可申請書の作成等

- 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 **様式第10号（正副2部）**
- 断続的宿日直勤務許可申請 **添付書類**（任意様式、別紙参照）
- 申請状況を具体的に確認できるもの（複数月分）
 - **宿日直勤務当番表**
 - **宿日直日誌** や **急患日誌** 等 **申請先は所轄の労働基準監督署です**
 - 宿日直中に従事する業務内容や件数、業務内容ごとの対応時間数などが分かる **資料**（電子カルテなどを基に作成）
- 宿日直対象者一覧**（氏名、職種（医師・看護師等）、勤務形態（常勤・非常勤等））
- 賃金一覧** および宿日直手当の **最低額試算表**（任意様式、別紙参照）
- 宿日直手当の算出根拠が分かる **就業規則**
- 直近1ヶ月分の **賃金台帳**（宿日直の対象者全員分）
- 通常勤務のシフト表**（複数月分）と **各シフトの労働時間が分かるもの**（通常業務からの延長ではないことを確認）
- 病院（病棟）の **平面図** や **写真**（巡回ルートや宿直室・仮眠室の確認）



② 労働基準監督官の実地調査

- 宿直室（仮眠スペース）の確認
- 定期巡視（見回り）コースの確認
→監督官と一緒に回ります。ただし、定期巡視が医師の宿日直中に従事する業務でない場合は行いません。
- 宿日直従事者との面談
→必要に応じて電話で確認する場合があります。
- 宿日直の日誌の確認など

③ 「許可書」交付

「断続的な宿直又は日直勤務許可書」には有効期限がありませんが、許可後に**申請事項の変更（勤務実態の変化）**があった場合は、**再申請**を行う必要があり、変更がどの程度のものなのかを再度調査することになります。

- 既に許可を受けている宿日直許可書の取り扱いについては、そのまま引き続き有効
- 宿日直業務の内容が許可された内容と異なり、**実態として通常の勤務と同様の業務とされて宿日直時間全体が労働時間とされる**
- 常に、許可内容通りとなっているか確認することが必要

2 月の活動内容

1 **医療機関の勤務環境に係る実態把握**
「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。
●令和5年2月：特別支援事業による病院訪問(1病院)

3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。